商工会議所報 むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－４
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

リサイクル燃料備蓄センター誘致推進協議会が発足する。

○平成十五年五月十九日
○プラザホテルむつ

【設立総会】ＰＭ２：００

リサイクル燃料備蓄センター誘致推進協議会が、七十の団体と百八十の企業・個人の会員で発足した。

設立総会では、会則（案）、事業計画（案）及び役員選任の予定された案件が審議された。

さらに、六月十日までに誘致賛成署名活動を実施する緊急動議が追加・承認された。

〔事　業〕

商工業の発展、豊かな市民生活の実現のために、安全で安定した経済波及効果の大きい、同センターの誘致実現に向け、次の事業が承認された。

①広報、宣伝、情報収集活動
・チラシ、冊子等の製作と配布、会報への掲載
・決起大会、講演会等の開催と支援
・市議会議員との懇談会、意見交換等の開催
・先進地視察等の実施
②関係機関等に対する要望、意見の具申活動
・関係団体、企業への要望
・行政庁（国、県、市）、市議会への要望と意見の具申
③その他本会の目的達成に必要な事業

〔役　員〕

役員は、次の二十六名の方が満場一致で承認された。

役　職	氏　名	所　属　団　体
会　長	鷹架　武一	むつ商工会議所
副会長	木村定一郎	（社）むつ下北医師会
〃	橋本　春治	むつ商工事業協同組合
〃	中新　鐵男	（社）下北物産協会
〃	白浜　亮一	むつ青色申告会
〃	齊藤美津江	むつ市連合婦人会
理　事	柿本　哲平	青森県石油商業組合下北支部
〃	三国　俊美	（社）青森県トラック協会下北支部
〃	橋本　春治	むつ市旅館組合
〃	三浦　　隆	むつ市民宿組合
〃	柳谷　　謙	（協）むつ管工事協会
〃	斎藤　一好	下北塗装組合
〃	高山　良弘	下北郡電気工事工業組合
〃	吉原　朋治	（株）エフエムむつ
〃	杉山　博利	下北地方森林組合
〃	高橋　正一	むつ市料理飲食店組合
〃	山下　幸雄	（財）水交会大湊水交会
〃	石橋　秀郎	むつ商工会議所青年部
〃	沖津美保子	むつ商工会議所女性会
〃	北川　市蔵	（社）むつ市観光協会
〃	木村　正勝	むつ下北鉄工組合
〃	野口　富男	むつ市もうたりクラブ
〃	杉山　東幹	下北建設業協会
〃	成田　行大	（社）むつ青年会議所
監　事	大谷　義晴	むつ市金融団
〃	山本　文三	むつ市旅客自動車事業協同組合

講師の秋元氏

挨拶をする鷹架会長

【決起大会】ＰＭ２：３０

同センターの誘致実現を内外に強烈に訴える決起大会が橋本副会長の開会のことばで幕を開け、主催者である鷹架会長から「中間貯蔵施設を目の前にしたこの好機に、むつ市民の力を結集して誘致を実現させ、地域経済の活性化や、インフラ整備で住み良い町づくりを目指したい。」の挨拶があった。

ご来賓の相馬助役及び越前県議会議員の両名を代表した相馬助役からの祝辞の中で、「むつ市が厳しい財政状況にある中にあって、同センターの誘致は、早急に決断しなければならない問題である。」と、むつ市の立場を述べた。

野口理事からは、循環型社会の創出や地球温暖化への対応、崖っぷちに立たされた地域経済を雇用・地元発注の面で活性化される起死回生策、交付金・固定資産税による教育・文化・福祉・街づくりの各方面におけるメリットなどの多くの理由等が宣言され、

▽安全確保を大前提として、経済波及効果を期待できるリサイクル燃料備蓄センターの早期誘致を強く要請する！

▽同センターの誘致に伴う市の財政効果を利用した地域経済の活性化等を強く要請する！

の二つの大会決議が採択された。

【講演会】ＰＭ３：００

「二十一世紀は原子力の世紀」と題し、（財）日本経済団体連合会資源・エネルギー対策委員長（三菱マテリアル会長）秋元勇巳氏を招いて、ご講演を頂いた。

講演は、もしエネルギーがなかったら、宇宙原理の原子力でエネルギー安定供給保障など、電気が支える現代情報社会、エネルギー資源の限界、地球温暖化、危機的な状況にあるアジアのエネルギー事情等、原子力の世紀到来を告げる内容となっている。

7・10

源泉徴収納期の特例 ～指導事務のお知らせ～

※納期の特例（給与の支給人員が常時10人未満で申請）の事業所は、１月から６月までに源泉徴収した所得税を**７月10日（木）**までに、銀行や郵便局などで納付することになっています。

つきましては、当所指導課にて下記のとおり「源泉徴収納期の特例」の指導期間を設けますのでご遠慮なくご利用下さいますようご案内申し上げます。

[期　間]
平成15年６月16日（月）～７月９日（水）
[準備書類等]
１．平成15年度分源泉徴収簿の用紙
（税務署から配布済み）
２．賃金台帳
３．納付書（納期の特例用）
[受　付]
指導課　ＴＥＬ　２２－２２８３

知って得する税情報！　平成15年度税制改正について

平成15年度税制改正により消費税等が改正されましたが、主なものについてご紹介します。

むつ商工会議所指導課

●消費税

１．中小企業者に対する特例措置（注：「中小企業者等」とは資本金１億円以下の法人、個人事業者）
（１）事業者免税点制度の適用上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられました。
（２）簡易課税制度の適用上限が5,000万円（現行２億円）に引き下げられました。
※平成16年４月１日以後に開始する課税期間から適用されます。
・個人事業者：平成15年の売上が1,000万円を超えると平成17年は消費税の申告が必要
・法　　人：平成15年３月決算分の売上が1,000万円を超えると平成17年３月決算分は消費税の申告が必要

２．中間申告制度等
直前の課税期間の年税額が4,800万円（地方消費税込6,000万円）を超える事業者は中間申告納付を毎月（現行３ヶ月）行うことになります。
※平成16年４月１日以後に開始する課税期間から適用されます。

３．総額表示の義務付け
事業者が消費者に対して商品等の取引価格をあらかじめ表示する場合には、消費税額（地方消費税額を含む）を含めた価格を表示することが義務付けられました。
※平成16年４月１日以後に行われる価格表示から義務付けられます。

●所得税

配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分（最高38万円）が廃止されます。
※平成16年分以後の所得税について適用されます。

●中小企業者の特例

青色申告書を提出する個人事業者または資本金１億円以下の中小法人等について、30万円未満の少額減価償却資産を取得した事業年度又は年分に全額損金算入等（即時償却）する特例制度が創設されました。
※この改正は、平成15年４月１日から平成18年３月31日までの間に取得をして事業の用に供した場合について適用されます。

※詳しくは、こちらをご参照ください。
・財務省ホームページ　http://www.mof.go.jp/
・国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp/
・中小企業庁ホームページ　http://www.chusho.meti.go.jp/g_book/guidebook066.html

※お問い合わせは、国税庁、国税局または税務署の相談窓口へお願いします。

「下北青年コラボレーション・フェスタ」開催

「第八回世界妖怪会議」の誘致決定

地域に住む青年の研鑽と相互交流の成果を全国に発進できるイベントにしようと、七月二十六、二十七日に「下北青年コラボレーション・フェスタ」をむつ商工会議所青年部、(社)むつ青年会議所、東通村商工会青年部など二十団体が開催する。このフェスタは「秘境」、「神秘」、「霊的」と言う言葉で紹介される下北半島、まさに「妖怪」を連想させるこの地で、「第八回世界妖怪会議ＩＮ下北半島」、「下北妖怪夏祭り」の二つのイベントをメインに実施する。

世界妖怪会議終了後、角川書店主催による「第十三回怪談之怪」も同会場で開催される。

●「第八回世界妖怪会議ＩＮ下北半島」
日時　七月二十七日（日）午後一時
場所　プラザホテルむつ
パネラー
■水木しげる（漫画家・妖怪研究家）
■荒俣　宏（作家・博物学者）
■京極　夏彦（作家・意匠家）
■多田　克己（妖怪研究家）
■佐野　史郎（俳優）
※「第八回世界妖怪会議」・「第十三回怪談之怪」は有料とさせていただきます。

●下北妖怪夏祭りは二十六、二十七日の両日、イベント広場を会場に開催、詳細については次回号に掲載します。

「世界妖怪会議誘致」へ向け水木プロダクション表訪問敬、石橋秀郎商工会議所青年部会長、成田行大むつ青年会議所理事長、他青年部、青年会議所メンバー等９名で訪問（５／７東京都調布市）

水木先生より、「妖怪も人間も心を癒せる地域作りを目指して下さい」と激励を受ける

実行委員会では、協賛企業を募集しています。

協賛金につきましては実行委員がお伺いするか、口座振り込みをお願いしております

●協賛額　一口　一万円（一口以上でお願いします）
●参　考
「お振込みの場合」
振込先　下北信用金庫本店　普通　０４２８１６１
口座名　下北コラボレーションフェスタ実行委員会
実行委員長　石橋秀郎（いしばし　ひでお）
●問い合せ
「下北青年コラボレーション・フェスタ」
実行委員会事務局（社）むつ青年会議所内　二三一四三六〇

皆様のご協賛をお願い申しあげます

実行委員長　むつ商工会議所青年部会長　石橋秀郎
副実行委員長　(社)むつ青年会議所理事長　成田行大
〃　東通村商工会青年部会長　蛯名浩一郎

水木プロダクション近くの商店街にある鬼太郎のモニュメント

企業を守る共済制度　**県火災共済の総合火災共済**

○割安な掛金で支払は迅速です。
○各金融機関に質権設定ができます。
○剰余金は、利用分量配当として利用者に還元されます。

火災・落雷・破裂、爆発・風災、雪災・物体の落下、衝突・騒じょう、労働争議・水ぬれ・盗難・水災による共済金の他に臨時費用・残存物取り片付け費用等々の費用見舞金がでます。

総合火災共済掛金ー契約額100万円についての年間掛金は下記のとおりです。（単位：円）

構造 / 目的	住宅物件（専用住宅・家財）			一般物件（店舗・事務所等）		
	鉄骨造	木造モルタル等	木造	鉄骨造	木造モルタル等	木造
建物	890	2,510	2,930	2,060	3,310	3,830
家財	1,030	2,800	3,220	2,160	3,500	4,020
設備・什器等	ー	ー	ー	2,110	3,260	3,780
商品・製品等	ー	ー	ー	2,010	3,120	3,640

※その他、鉄筋コンクリート造等の金額や詳細についてはむつ商工会議所・青森県火災共済（協）まで、お問い合わせ下さい。

その他、各種共済を取り扱っております。○中小企業共済の**自動車事故見舞金共済・生命傷害、労働災害補償共済制度**　○全済団の**自動車共済**（任意保険）

保証の範囲がぐーんとワイドに
青森県火災共済協同組合
青森県中小企業共済協同組合
全国商工共済振興事業団青森支所
申込・お問い合わせ
むつ商工会議所指導課　TEL22ー2283
青森県火災共済（協）　TEL017ー777ー8111

平成15年
第１四半期
（Ｈ15年１～３月期）

しもしん景況レポート

資料提供：下北信用金庫

１～３月期業況は前期比18.8ポイント悪化

下北信用金庫がまとめた平成15年１月～３月期の地区内景気動向調査によると、国内景気が不透明な状況が続いているなか、当地区では経済諸活動が縮小期に入り、業況判断指数ＤＩ（前期より業況が良い・やや良いと答えた企業割合とやや悪い・悪いと答えた企業割合の差）はマイナス66.7で、前回調査時（平成14年10月～12月）のマイナス幅を18.8ポイント拡大させ、前年同期に比べた動きでは、売上額が僅かながらもマイナス幅を縮小させたものの、業況・収益はマイナス幅を拡大させています。

業種別に業況判断を前期（平成14年10月～12月）と比べた動きで見ると、小売業では就職、進・入学シーズン到来に期待されたことから、マイナス幅を5,4ポイント縮小させたものの、マイナス66.0となり、製造業75.0、卸売業83.3、サービス業75.7、建設業58.6といずれもマイナスの中、さらにマイナス幅を拡大させ厳しい状況が続いています。一方、不動産業は季節的要因により、住宅着工件数と照会物件等が減少となったものの、マイナス16.6と横這いの動きとなっています。

来期（平成15年４月～６月）の業況は、稼働期入りから地区内経済諸活動が活発化し、個人消費も上向き、需要が増加するとの見通しから、業況判断指数ＤＩはマイナス27.6と、今期（平成15年１月～３月）を39.1ポイント縮小させ、地区内経済は上昇するとの見方を強めています。

業況判断指数（ＤＩ）の推移

	前年同期（平成14年１月～３月）	前期（平成14年10月～12月）	今期（平成15年１月～３月）	来期の見通し（平成15年４月～６月）
総合	▲ 63.1	▲ 47.9	▲ 66.7	▲ 27.6
製造業	▲ 66.7	▲ 21.1	▲ 75.0	▲ 20.0
卸売業	▲ 66.7	▲ 66.6	▲ 83.3	▲ 33.3
小売業	▲ 51.0	▲ 71.4	▲ 66.0	▲ 42.0
サービス業	▲ 70.2	▲ 45.4	▲ 75.7	▲ 8.9
建設業	▲ 58.1	▲ 32.3	▲ 58.6	▲ 31.0
不動産業	▲ 33.3	▲ 16.6	▲ 16.6	▲ 16.7

地区内主要経済指標の推移

		14/１～３	14/４～６	14/７～９	14/10～12	15/１～３	資料出所
有効求人倍率（常用）		% 0.28	% 0.19	% 0.22	% 0.22	% 0.13	むつ公共職業安定所
住宅着工件数（むつ・下北）		件 61	件 172	件 124	件 127	件 88	青森県
建築確認申請件数（むつ市）		件 89	件 128	件 80	件 86	件 68	むつ市
人口（実数）	むつ市下北郡	人 90,905	人 90,439	人 90,494	人 90,521	人 90,378	むつ市統計協会
	横浜町	人 5,665	人 5,665	人 5,662	人 5,676	人 5,662	
	合計	人 96,570	人 96,104	人 96,156	人 96,177	人 96,040	

＊地区内とは、むつ市、下北郡３町４村と上北郡横浜町を含んだものです。
＊　　部分（15/１～３）の住宅着工件数は平成14年12月～平成15年２月末までの実績です。有効求人倍率（常用）は平成15年２月末の実績です。
＊人口（実数）は平成14年11月末の実績です。

むつCCIガイド　平成15年６月イベントカレンダー

期　日	内　容	会　場	お問い合せ・お申込
６月　５日（木） ６日（金）	パソコン寺子屋（パソコン基礎コース）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
６月　８日（日）	簿記検定１級～４級（申込み終了）	下北文化会館	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
６月２１日（土） ２２日（日）	パソコン寺子屋 （データベース基礎コース）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
６月２２日（日）	珠算検定１級～10級（申込み終了）	むつ商工会議所	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
６月２６日（木） ２７日（金）	パソコン寺子屋（デジカメ活用コース）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
６月２８日（土）	ビジコン検定３級（申込み終了）	フレックスシステム	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２

６月１２日（木） （申込締切日）	ワープロ検定３級 検定日　７月12日（土）	未定	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
６月１６日（月） （申込締切日）	販売士検定３級 検定日　７月９日（水）	むつ商工会議所	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２

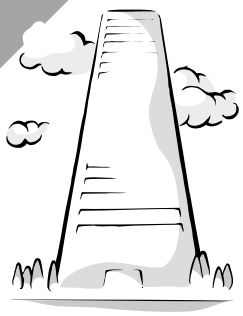

明日のための企業づくり　第一章

いよいよ、今回から「元気な企業」になるにはどうするか？というところから始めたい。元気になるには、やはり、努力が必要です。

最近、耳にする言葉にダーウィン（進化論の提唱者）の言葉があげられる。皆さんも一度は覗いたことがあると思う。（これを言い出す経営者が増加中）
「最も強いものが生き残るわけではない。最も賢いものが生き延びるわけでもない。唯一、生き残るのは変化できるものである。」（著：ダーウィン「種の起源」より引用）
金融業、建設業（不動産業含む）、流通業の大手・中堅企業がどんどん淘汰されている。その影響を受けた中小企業が連鎖的に倒産。10年前だったら考えられないような企業が、倒産・破産に追い込まれている。
そうかと思えば、空洞化と呼ばれる中にある製造業で増益を上げ続けるトヨタ、６人の小さな金型工場で６億円の売上高を稼ぎ出す企業もある。また、行列のできる飲食店が全国各地で出現している。中小企業経営革新法の認定企業が、全国で約8,000社を超えてきている。

前者と後者の違いは何か？皆さんなら、すでにお気づきのことと思う。
企業も環境に対応するために、変化・努力しなければ生き残れないのである。

シャネル、ルイ・ヴィトン、イブ・サンローラン、グッチ、ロレックス等々、皆さんご存知の海外ブランドは、未だに人気が衰えず売れている。
なぜ、ブランドは生き残れるのでしょう？　ブランド＝技術＋芸術（感性）＋時間
①　他では真似が出来ない確かな技術（新たな技術開発＋知的財産）
②　デザイナーが変わっても脈々と受け継がれる感性（未来志向＋芸術＋独自性）
③　ブランドを大切に育て・提供し続ける時間（理念＋高付加価値＋信頼性）
※どれか一つでも怠るとブランドイメージはすぐに崩壊する。

一流ブランド企業といえども、見えない所で経営革新を続けている。だからこそ、毎年のように新商品やマイナーチェンジを発表し続け、ブランドを継続できる。もし、今までのブランドにあぐらをかいて、何もしなかったらどうだろう？
皆さん、魅力を感じますか？
本題に入るには、ちょっと紙面が足りなくなりましたので、次回以降、「戦略」について考えていきたい。

～つづく～　記：山本

「経営革新を応援します！！」　提供：下北地域中小企業支援センター

LookLook（ルック ルック）会員さん

No.32　（有）昭和管工

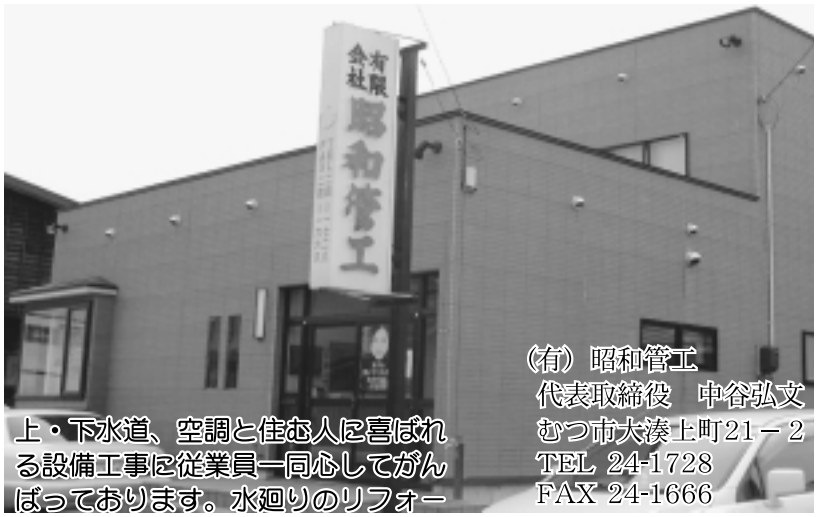

（有）昭和管工
代表取締役　中谷弘文
むつ市大湊上町21－２
TEL 24-1728
FAX 24-1666

上・下水道、空調と住む人に喜ばれる設備工事に従業員一同心してがんばっております。水廻りのリフォームもお気軽にご相談下さい。　次は、宮本左官工業さんにバトンタッチです。

金融便り

国民生活金融公庫 貸付利率

◎ 普通貸付
基準利率　年 1.35％
（使い道、返済期間によって利率が異なります。）
平成15年５月16日実行分から

◎ 小企業等経営改善貸付
（無担保・無保証人㊎制度）
年 1.05％
平成15年５月16日実行分から

◎ 国の教育ローン
年 1.50％
平成15年５月12日実行分から

平成15年５月28日現在

求人事業主の皆様へ

事業主委託訓練制度のご案内

意欲に燃える人材（求職者）を御社で育ててみませんか。

職場実習をしていただく事業所を募集しています。

今、働く意欲に燃え、再出発を期している人材（求職者）が多数います。
これらの人材をあなたの手で育ててみませんか。

事業主委託訓練制度は、求職者を訓練生として一定期間（原則３ヶ月間）みなさまの事業所に受け入れていただき、職場実習を中心とした実践的な教育訓練を実施していただく制度です。

受け入れていただいた事業所には、訓練生の人数、期間に応じて委託費が支給されます。

委託訓練事業所の基本的要件

①ハローワーク求人相談を行っていること。
②訓練を実施後、一定の能力習得が図られ、企業が求める職務を遂行することが可能であると認められることを前提に、求職者を採用する希望があること。
③雇用保険の適用事業主であること。

事業主のメリット

①自社にあった人材（求職者）をあらかじめ教育できる。
②人材（求職者）の適性を見極めることができる。
③経費負担が少ない（賃金等の支払い、労災保険不要）。また、雇用・能力開発機構青森センター、あおもり高等技術専門校では、訓練生を「労働者災害補償保険制度」の特別加入者としています。

（注）委託訓練に登録申込されても訓練希望者がいない場合、委託訓練が行われません。

手続きの主な流れ

ハローワークに求人申込み
↓
『受託希望申告書』、『訓練カリキュラム』等の提出
（雇用・能力開発機構青森センター、青森高等技術専門校職員がカリキュラムの作成支援をします。）
↓
ハローワークにて委託訓練生の募集
↓
（ハローワーク又は雇用・能力開発機構青森センター、青森高等技術専門校から訓練希望者（求職者）の連絡）
↓
事業主、訓練希望者（求職者）による二者面談
↓
（ハローワークより受講指示）
（訓練実施を決定）
↓
委託契約の締結・訓練の開始
↓
訓練実施状況の把握及び報告
↓
訓練修了・両者（事業主・訓練生）の採用意思確認
↓
委託費の請求
↓
■委託費の支払い
委託費の額（訓練生１人１ヶ月当たり）
24,100円

雇用・能力開発機構青森センター
青森市長島２丁目10－３　青森フコク生命ビル７階
☎ 017－777－1234

むつ公共職業安定所からのお知らせ

平成16年３月新規学校卒業者対象 求人説明会のご案内

今年度も６月20日より、来春中学校・高等学校を卒業する生徒を対象とする求人受付が開始されます。
景気の低迷に伴い厳しい雇用情勢が続く中、地元企業の人材確保と新規学卒者の就職促進を図ることを目的に、標記の説明会を右記のとおり開催いたしますので、是非ともご出席くださいますようご案内いたします。

◇日時　平成15年６月10日（火）
午後２時～３時30分
◇場所　下北文化会館（２階　第１集会室）
◇主催　むつ公共職業安定所

［説明内容］
（１）平成15年３月新規学校卒業者の就職状況について
（２）平成16年３月新規学校卒業予定者の就職希望状況について
（３）新規学校卒業者対象の求人申込手続き等について
（４）その他、質疑等

［お問い合わせ先］
むつ公共職業安定所（ＴＥＬ22－1331）